

# 規制改革推進会議 投資等WG ヒアリング資料

平成29年11月16日  
内閣府（防災担当）

## 目次

---

- 1 無線局の具体的な使用用途について
- 2 割当状況の開示(見える化)について、開示の可否やその範囲
- 3 次期大規模更新のタイミングについて
- 4 他の電気通信手段への代替可能性について
- 5 平常時における共用の可能性(有事の際は最優先で貴省が専用利用するなどのルール設定)について
- 6 共同利用型の自家用網の導入可能性について
- 7 民間事業者が提供する商用網(商業用の業務用無線、携帯事業者の公衆網)の導入可能性
- 8 その他現行の電波割当制度や電波利用料体系に関する御意見について

# 1 無線局の具体的な使用用途について

## (1) 災害と通信

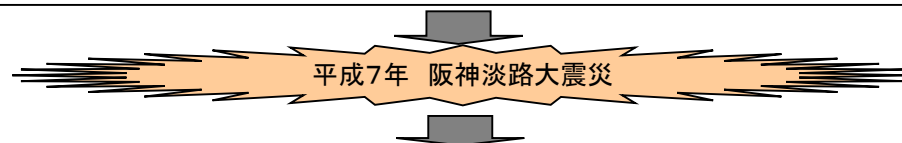
### ○ 災害時に必要な通信

災害時に求められること	具体的な手段
場所、種別、規模等状況の把握	ヘリコプター空撮及び地上からの連絡、センサー(地震計等)による情報収集
防災機関による情報の集約	地方自治体、国の地方支分部局、ライフライン企業等による所管範囲の情報収集
情報の共有、全体像の掌握	電話、ファクシミリ、映像、情報システムによる他機関への情報伝達
対応の指示、連携	総理大臣官邸、関係省庁、現地災害対策本部の連携による横断的な災害対応

### ○ 中央防災無線網の整備経緯

国の行政機関等における災害時の情報収集・一斉連絡を確実にする … 電話・FAX

昭和53年、指定行政機関等(総理大臣官邸・国土庁防災局・建設省・気象庁等)を無線で接続



全国の発災直後の情報収集・被災全体像の把握を可能にする … 映像・データ

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| ① 都道府県との連絡体制                                    | 全国の都道府県との通信ネットワーク整備 (平成7年)      |
| ② 映像情報の収集・共用                                    | 実動省庁からのヘリコプター映像の集約、テレビ会議 (平成8年) |
| ③ データの活用  | 地震防災情報システム (DIS) (平成8年)         |
| → 発災直後に災害の種別、程度、場所等を把握し、政府調査団等の派遣先、時期、構成等を判断可能に |                                 |

現在

## (2) 日本の防災通信における中央防災無線網の位置づけ

- 総理大臣官邸・中央省庁(指定行政機関)・指定公共機関を結ぶ唯一の防災通信網
  
- 下記の特徴を有する。
  - ・ 防災関係機関を横断的に接続できる。
  - ・ 電話・FAX・映像・データを共有できる。
  - ・ 現地対策本部と臨時の通信網を構築できる。

## (参考) 根拠法令・関係する計画

### 『災害対策基本法』

(情報の収集及び伝達)

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共の団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

### 『防災基本計画』(中央防災会議)

第2編 各災害に共通する対策編 — 第1章 災害予防 — 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

#### 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

##### (3) 通信手段の確保

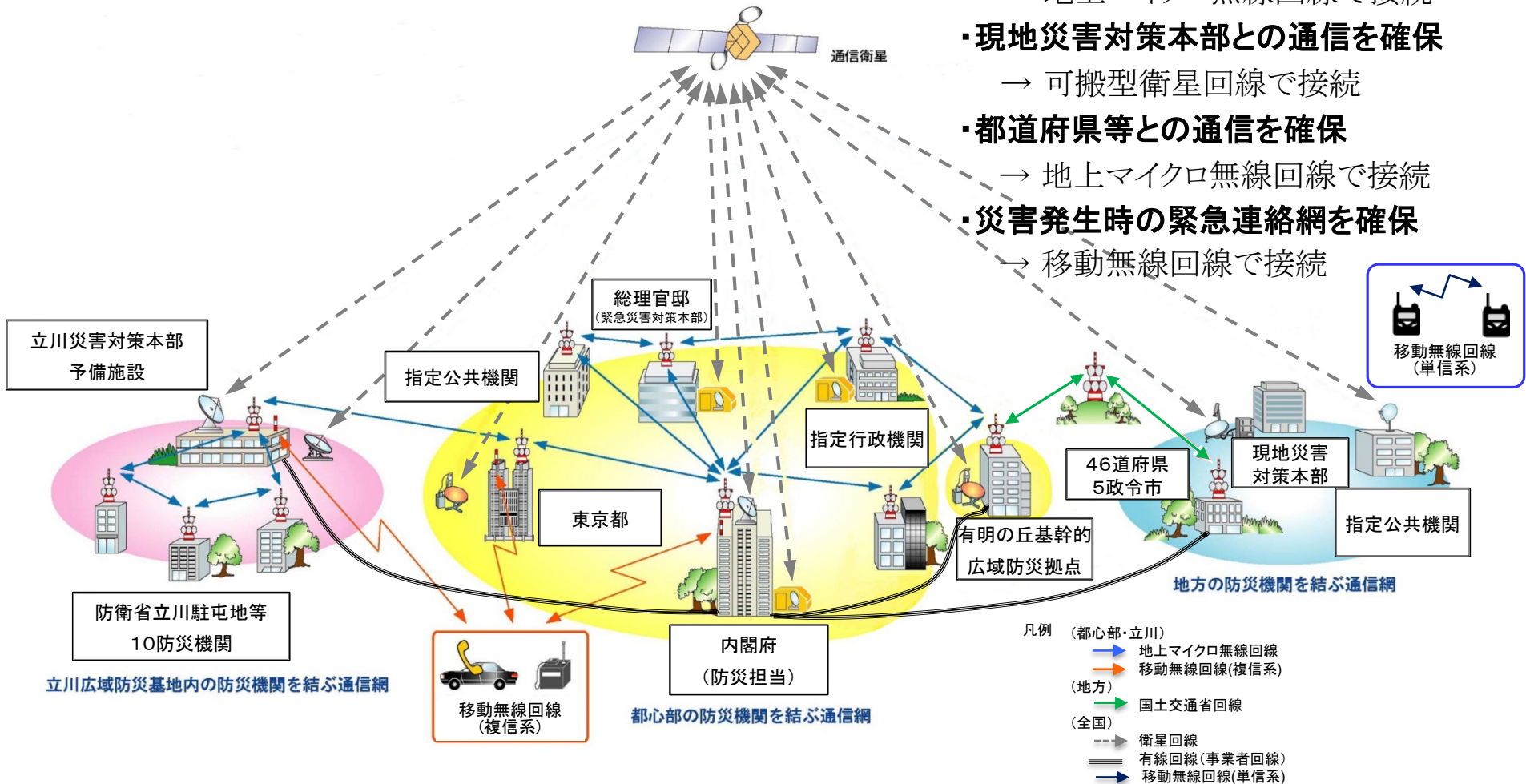
国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

- ・ 無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。
- ・ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。
- ・ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、国及び地方公共団体等のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。
- ・ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。(略)
- ・ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。
- ・ 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。(略)
- ・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。
- ・ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。
- ・ 内閣府は、災害情報が官邸及び非常本部等(「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。)を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。

### (3) 中央防災無線網の概要

「中央防災無線網」は、内閣府(防災)が整備する無線及び有線の通信設備によって構築される通信ネットワークの総体。中央防災無線網を介して災害発生時の被害状況・対応状況等を集約・共有。

- ・防災関係機関相互の通信を確保  
→ 地上マイクロ無線回線で接続
- ・現地災害対策本部との通信を確保  
→ 可搬型衛星回線で接続
- ・都道府県等との通信を確保  
→ 地上マイクロ無線回線で接続
- ・災害発生時の緊急連絡網を確保  
→ 移動無線回線で接続



## 2 割当状況の開示(見える化)について、開示の可否やその範囲

### (1) 現在

内閣府(防災)の無線局にあつては、免許状記載事項についてその全てが不公表。

→ 国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法その他の法令に基づき防災上必要な無線通信を行うことを目的とするもの(電波法施行規則第11条の2第8号)

### (2) 公表されることにより内閣府(防災)の行政に支障を及ぼすおそれがあること

#### ○ 無線局の使用周波数等に係る情報

無線局の使用周波数等が特定されると、①妨害電波発射を誘発するおそれ、②傍受を誘発するおそれが考えられる。

・必要なときに使用できなくなるおそれ

・災害現場での通信では機微な情報も扱われることから、傍受により情報漏えいが発生するおそれ

### (3) 開示の可否やその範囲

免許状記載事項の開示については、(2)に照らし、当該情報及びそれらの類推につながる情報を除く範囲での検討が適当。

### 3 次期大規模更新のタイミングについて

---

中央防災無線網は、昭和53年以降予算措置等を踏まえ、1(1)のような整備拡充・更改を順次繰り返して整備しているものであり、何年ごとに大規模更新を行うというものではない。



## 4 他の電気通信手段への代替可能性について

### ○ 適切な電気通信手段の利用

- ・中央防災無線網は、これまで1(1)のような変遷を経て整備が拡充。
- ・その際は、多様な電気通信手段(地上マイクロ無線／移動無線／衛星／有線、自営回線／事業者回線)からその特長を踏まえ利用。

(例：地方に立地する指定公共機関との通信 → 衛星

都道府県とのテレビ会議等の映像伝送 → 有線(事業者回線)

災害発生時の緊急連絡網の確保 → 移動無線

- ・地震災害に強い「無線」を主に使用しているが、無線局だけを利用しているのではなく、信頼性、経済性等を検討し、多様な電気通信手段を利用している。

### ○ 代替を考えるときの留意点

- ・一つの電気通信手段に全てを集約させることは、災害等により当該電気通信手段の回線が切断されると通信が確保できなくなり、脆弱なシステムとなってしまう。
- ・このため中央防災無線網では、多様な電気通信手段を利用することにより、また、バックアップ回線を考慮し、常に安定した運用を目指している。

## 5 平常時における共用の可能性(有事の際は最優先で貴省が専用利用するなどのルール設定)について

### (1) 現状において行っている共用(平常時／災害発生時)

#### ○ 地上マイクロ無線

防災関係機関相互の通信、都道府県等との通信の確保にあたっては、一部の区間を国土交通省の地上マイクロ無線回線を共用(重複免許)。

### (2) ルール設定における留意点

- ・災害はいつ発生するか分からない。また、比較的小規模な災害は特別なものではなく、日常的に発生し、内閣府(防災)における中央防災無線網利用も日常的なもの。その上、中央防災無線網の利用は、災害発生時のみならず、訓練及び日常の行政事務においても利用しているところ。
- ・結果として、中央防災無線網の利用度合いは平常時から一定程度存在し、平常時でさえも他者との共用の可否判断には、そもそも検討が必要。

- ・現在は専用波が免許されており、平常時／災害発生時を問わず、内閣府(防災)が必要とする時の利用が確保されているもの。
- ・一方、ルール設定によって専用利用を確保しようとする、策定したルールが関係する全ての当事者において确实、かつ、完全に履行されなければ、内閣府(防災)が必要とする時に利用できない可能性がある。
- ・ルール設定を行う際は、当該ルールの履行が担保される技術的な裏付け(例：発災時における自動切替処理等)の確立を伴うことが必要と考える。

## 6 共同利用型の自家用網の導入可能性について

### (1) 現状において行っている共同利用

#### ○ 移動無線

- ・防災関係機関は、平常時から各々の機関・部隊において業務遂行のための移動無線を開設・運用。
- ・災害対応時も、防災関係機関は当該移動無線を運用するが、リアルタイムに情報共有しなければならない場面においては防災相互通信用無線を利用。内閣府(防災)の移動無線にもこれに係る周波数を装備。

### (2) 共同利用型自家用網の導入検討にあたっての留意点

- ・防災関係機関の移動無線は、平常時はともかく、災害発生時は各機関における業務遂行のために通信量及び通信頻度が大きくなるもの。導入する共同利用型自家用網において、輻輳が発生するおそれも考えられる。

## 7 民間事業者が提供する商用網(商業用の業務用無線、携帯事業者の公衆網)の導入可能性

### (1) 現状において行っている商用網の利用

#### ○ 衛星

→ 地方の指定公共機関及び現地災害対策本部との通信確保、首都直下地震において影響が発生するおそれのある機関とのバックアップ回線に利用。

#### ○ 専用線サービス

→ 現地災害対策本部及び都道府県との通信確保に利用。

#### ○ 携帯電話、衛星携帯電話、公衆電話サービス

自営回線と事業者回線を利用することにより、常に安定した運用を目指している。

### (2) 商用網の導入の考え方

- ・中央防災無線網の構築にあたっては自営回線以外にも専用線サービス等商用網も利用している。これらの利用回線は信頼性、運用性、経済性を考慮しており、今後も同様に整備を行っていく考え。

## 8 その他現行の電波割当制度や電波利用料体系に関する御意見について

---

### (1) 電波割当制度に対して

- ・現行の電波割当では、中央防災無線網の無線局に対し、専用的に使用できる周波数(専用波)を認めて頂いている。それにより、常に安定的な運用が求められる中央防災無線網の無線局の通信は保護されており、妥当と考える。

### (2) 電波利用料体系に対して

- ・防災に係る事務は広く国民に益するものであり、災害時における通信の確保の必要性から、関係する無線局の整備は重要。現行の電波利用料体系において内閣府(防災)は電波利用料の納入が免除されており、妥当と考える。
  - 災害対策基本法第三条第一項に規定する責務(=組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務)を遂行するために行う事務に係る国の機関(電波法第103条の2第14項第12号)